

○ 介護と国保負担額には上限あり

国民健康保険（国保）の加入世帯に介護保険受給者がいる場合、自己負担額を合算し一定の限度額を超えた時は、超過分の金額を支給します。令和3年8月1日から昨年7月31日までに支払った自己負担額が対象です。昨年7月31日時点で国保に加入している支給対象者には、3月以降に通知を郵送。国保以外の加入者は、それぞれの医療保険に問い合わせてください。

☎ 027・898・6249  
国民健康保険課

○ 非課税の固定資産は届け出を

1月1日現在の固定資産利用状況によっては、固定資産税や都市計画税が非課税になることがあります。次のいずれかに該当する固定資産の所有者は、非課税申告書を市役所資産課へ提出してください。

- ① 宗教法人が境内地などに使用
- ② 不特定多数の人が道路として利用
- ③ 学校法人などが教育・保育のために使用
- ④ 社会福祉法人などが社会福祉事業のために使用
- ⑤ その他、地方税法に定める用途に使用しているもの

○ 起業家の確定申告をサポート

起業したばかりの個人事業主を応援するため、確定申告セミナーを開催。直前期に確定申告の基礎知識が学べるほか、税理士との個別相談も受けられます。

時 2月15日(水)18時30分～20時30分  
場 創業センター  
対 起業に興味があるか起業後5年未満の人、先着20人  
料 500円  
申 同センター  
☎ 027・289・9666

○ 地震体験車に広告を募集

自主防災会や学校の訓練で活用する地震体験車に有料広告を掲載する事業者を募集。詳しくは本ホームページへ



ホームページをご覧ください。  
掲載スペース  
① 車体側面  
② 車体側面(両ドア側面)  
③ 車体後方  
④ モーター表示  
⑤ 車体広告  
⑥ ③は入札(最低価格年間10万円、28万円、9万円)  
④は2年間2万円(10者を超える場合は抽選)

⑦ 3月1日(水)12時までに防災危機管理課(☎027・898・5935)へ直接

○ 最低賃金は必ずチェックを

産業別の特定最低賃金は次のとおり改正になりました。

特定最低賃金(時給) Ⅱ(製鋼・鉄素形材製造業) 97.6円(一般機械器具製造業・電気機械器具製造業・輸送用機械器具製造業) 96.5円  
☎ 027・896・4737  
群馬労働局

○ 学生や求職者に企業情報を発信

地元で活躍する企業の情報を掲載する、ジョブセンターまえばしの企業データベースに登録する企業を募集。学生や求職中の人に向けて、自社の魅力を一瞥いただけます。



○ 給与明細に広告掲載を

本市職員(約3,500人)の給与明細書に掲載する広告を募集。詳しくは問い合わせるか、本ホームページをご覧ください。

対 企業や団体など(抽選)  
掲載規格 Ⅱ 給与明細書(A4判)裏面縦210mm、横148mm、4月～9月の7回分  
申込書の配布 Ⅱ 市役所職員課で。本ホームページからダウンロードもできます  
料 13万2,000円  
申 3月3日(金)までに、申込書に記入し、同課(☎027・898・6504)へ直接



その他の情報

● 休日当番動物病院案内  
☎ 027・283・8333

人権標語

「大丈夫？」 その一言で 笑顔でる

障害福祉課 ☎027-220-5711 ファクス027-223-8856

手話で話そう

今回は、2月の行事にまつわる手話を紹介します。本市公式YouTubeでも手話の紹介動画を公開しています。

梅 鬼

唇の下につけた右手3指のつまみを、こめかみにつける

両手の人差し指を上に向け、同時に額の横あたりにつける

チョコレート

両手の親指と人差し指を向かい合わせて四角形を作る

両手5指をつまんで、「折る」しぐさを

寄付

- 有賀良さん = 写真「戦災復興状況御視察の天皇陛下(S21.3.25)」を戦災と復興の記憶を後世に伝えるために
- 一市民 = 2万円を児童福祉のために
- 県建設業協会前橋支部 = 20万円を社会資本整備促進のために
- 佐々木友希さん = 小説「焔ノキラク」を前橋空襲の記憶を後世に伝えるために
- 鈴木敏子さん = コミック「ペリリュール」11巻を明桜中へ
- 前橋高校54会 = 小原玲写真集「森の小さな天使 エゾモモちゃん」100冊を市立幼稚園・小中高等学校・特別支援学校・図書館へ
- 未来学園 = 10万円を前橋学の普及促進のために

2月の各種無料相談 ※新型コロナウイルス感染症の状況により一部の相談を中止する場合があります。必ず最新情報を確認してから来場してください。

相談名・問い合わせ	日時	会場	相談名・問い合わせ	日時	会場
法律相談 ☎027-898-6100	火曜13時～16時(前週の木曜8時30分～当日12時まで)に電話で予約を。相談は受け付け順で時間指定はできません。先着6人まで	議会庁舎 市民相談提案係 ※相談は年度内に1人1回	公証相談 ☎027-898-6100	2月13日(月) 13時～15時	議会庁舎 市民相談提案係
行政相談 ☎027-898-6100	2月9日(水) 13時～15時	大胡支所	司法書士、土地家屋調査士相談 ☎027-898-6100	2月10日(金) 13時～16時	議会庁舎 市民相談提案係 (受け付けは12時30分から相談終了時間の15分前まで)
	2月14日(水) 13時～15時	かすかわ老人福祉センター	行政書士相談 ☎027-898-6100	3月6日(月) 13時～16時	議会庁舎 市民相談提案係
	2月15日(水) 13時～16時	議会庁舎 市民相談提案係	月いち健康相談 ☎027-220-5708	2月27日(月) 9時～11時(予約制)	保健センター
	2月17日(金) 13時～15時	桂壱市民サービスセンター	精神科医によるこころの相談 ☎027-220-5787	2月8日(水)・22日(水)、13時30分～15時(各予約制)	市保健所
	2月20日(月) 13時～15時	宮城支所	心配ごと相談 ☎027-237-5006	月曜～金曜、13時～16時(各予約制)	総合福祉会館
	3月1日(水) 13時～15時	富士見公民館	外国人相談 (英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語) ☎027-243-7788	月曜13時～17時、木曜9時～13時	市役所 外国人相談窓口
3月3日(金) 13時～15時	東市民サービスセンター				

※市民相談(☎027-898-6100)は平日の8時30分～17時15分。家庭児童相談(☎027-223-4148)、母子・父子相談(☎027-220-5701)、DV相談(☎027-898-6524)、男女共同参画相談(☎027-898-6520)、就学に向けての相談(☎027-210-1234)、消費生活・多重債務相談(☎027-898-1755)は平日の9時～17時。教育・青少年相談(☎027-230-9090)は平日の10時～17時。自殺予防「群馬いのちの電話」(☎027-221-0783)は9時～24時。みんなの人権110番(☎0570-003-110)は平日の8時30分～17時15分。